

鬼北町罹災(り災)証明書(住家用) 被災証明書発行手続きマニュアル

【令和 7 年 1 月作成】

町民生活課 資産評価係

《 目 次 》

1	罹災（り災）証明書等の発行の目的について	P 1
2	住まいが被害を受けたときに最初にすること	P 1
3	罹災（り災）証明書について	P 2
4	罹災（り災）証明書の発行までの流れ	P 2
5	住家被害認定とは	P 3
6	被災証明書について	P 4
7	被災証明書の発行までの流れ	P 4
8	支援制度のご案内	
	災害にあわれた方へ	P 5
様式		
○	罹災証明交付申請書（様式第 1 号）	P 6
○	被災証明交付申請書（様式第 2 号）	P 8
○	罹災証明書（様式第 3 号）	P 10
○	被災証明書（様式第 4 号）	P 11
○	再調査申請書（様式第 5 号）	P 12
○	委任状（様式第 6 号）	P 13

1 罹災（り災）証明書等の発行の目的について

町では、地震や風水害などの自然災害による住家や住家以外の建物・物件の被害を受けた場合、被災者からの申請を受理し、その事実を証明する証明書を交付いたします。（内閣府防災情報のページ、災害に係る住家の被害認定）大規模災害発生時は、次の内容と扱いが異なる場合があります。その際は、I P告知端末、町ホームページ、広報車などで改めて周知いたします。

2 住まいが被害を受けたとき最初にすること

災害で住まいが被害を受けたときは、あまりのショックに、何から手を付けたらいいかわからなくなるかもしれません。被災者の方々が一日も早く日常の生活を取り戻せるように、行政も様々な支援に動き出します。それらの支援も受けながら、一步ずつ再建を進めていきましょう。その支援を受けるためにも、被災状況を写真で撮るようお願いします。

(1) 家の被害状況を写真で記録すること

片付けや修理の前に、家の被害状況を写真に撮って保存しておきましょう。

町から罹災証明書を取得して災害に係る住家の被害認定を受ける際や、保険会社に損害保険を請求する際などに、たいへん役に立ちます。

ポイントは、家の外と中の写真を撮ることです。

ア 家の外の写真の撮り方

- a カメラ・スマホなどでなるべく4方向（表札含む。）から撮るようにしましょう。
- b 浸水した場合は、浸水の深さがわかるように撮りましょう。

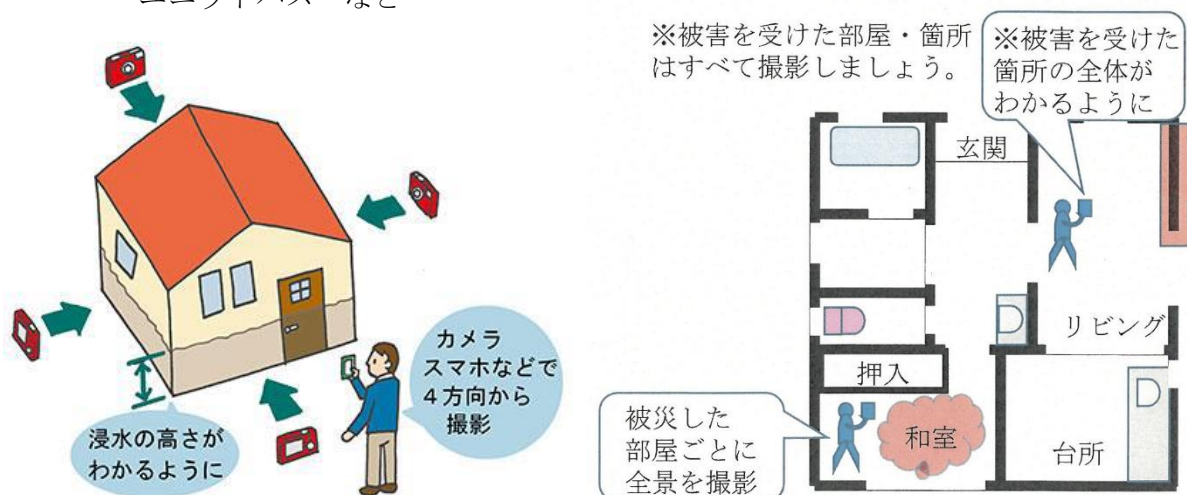
※メジャーなどをあてて「引き」と「寄り」の写真を撮ると、被害の大きさが良くわかります。

イ 家の中の写真の撮り方

- a 被災した部屋ごとの全景写真を撮りましょう。
- b 被害箇所の「寄り」の写真を撮りましょう。

《想定される撮影箇所》

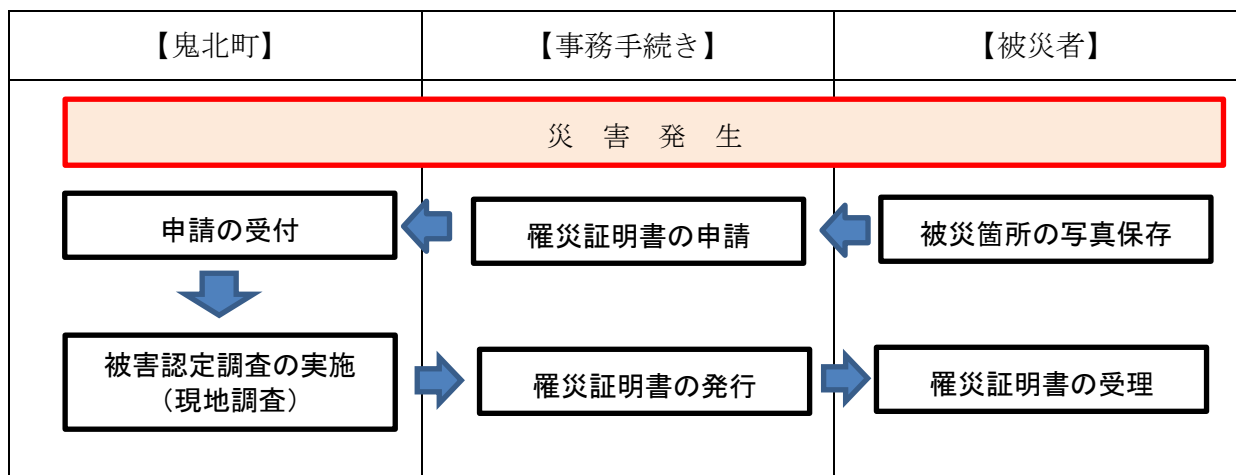
内壁、床、窓、出入口、サッシ、襖、障子、システムキッチン、洗面台、便器、ユニットバス など



3 罹災（り災）証明書について

罹災（り災）証明書は、自然災害により住家に受けた被害について、災害に係る住家の被害認定基準運用指針に基づき、町が被害の程度を判定し、証明するものです。

4 罹災（り災）証明書の発行までの流れ



※ 災害の状況により、現地調査に日数を要する場合があります。

※ 被災により写真がない場合でも申請は可能です。

(1) 罹災証明書の申請

受付開始は災害直後より開始します。時間の経過により災害との因果関係の確認が困難となるため、概ね2ヶ月以内に申請をしていただきますようお願いいたします。

罹災証明書交付申請の際には、以下の書類をご準備ください。

ア 罹災証明申請書

イ 本人確認書類（運転免許証や住民票の写しなど）

※ 代理人の場合は、委任状

※ 相続人の場合は、相続人であることが分かる書類

ウ 被害状況が分かる写真

※ 被害状況が分かるように複数枚の写真を用意してください。

写真は、以下のように撮影していただくと被害の判定をスムーズに行うことができる場合があります。

a 建物の外側を4方向から浸水した深さがわかるように撮影した写真

b 表札と建物が1枚の写真で確認できる写真

c 室内の被害の状況が確認できる写真

d その他罹災（り災）した箇所がわかる写真

※ その他申請者の状況に応じて必要となる書類があります。

エ 申請できる人

a 世帯主

b 同居の親族（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）

- c 相続人
- d 代理人（委任状が必要）

5 住家被害認定とは

災害に係る住家の被害認定とは、地震や風水害等の災害により被災した住家の被害程度を認定することをいい、被害区分は、「全壊」・「大規模半壊」・「中規模半壊」・「半壊」・「準半壊」・「一部損壊」の6区分に分けられます。

被害の程度	認定基準
全壊	住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上の割合に達したもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害が、その住家の50%以上の割合に達したもの。
大規模半壊	住家の損壊した部分の床面積が、延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害が、その住家の40%以上50%未満の割合に達したもの。
中規模半壊	住家の損壊した部分の床面積が、延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害が、その住家の30%以上40%未満の割合に達したもの。
半壊	住家の損壊した部分の床面積が、延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害が、その住家の20%以上30%未満の割合に達したもの。
準半壊	住家の損壊した部分の床面積が、延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害が、その住家の10%以上20%未満の割合に達したもの。
一部損壊	準半壊に至らないもの。

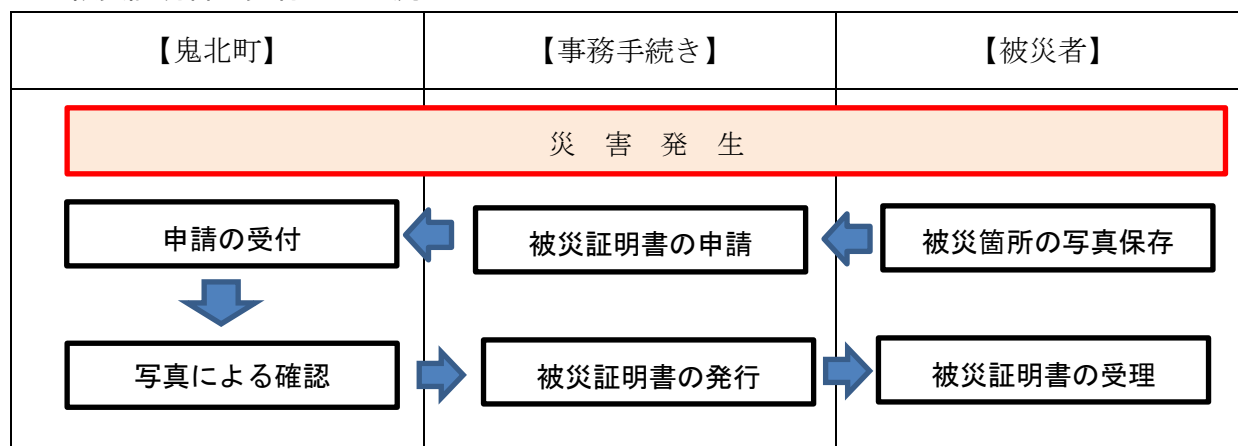
※被害程度の認定は、現地調査等により決定しますので、申請時に被害程度の回答はできません。

6 被災証明書について

被災証明書は、自然災害により住家以外の物件（倉庫・車両・家財等）に受けた被害について、町に届け出たことを証明するものです。

被災証明書は被害の程度の判定は行いません。

7 被災証明書の発行までの流れ



(1) 被災証明書の申請

受付開始は災害直後より開始します。時間の経過により災害との因果関係の確認が困難となるため、概ね2ヶ月以内に申請をしていただきますようお願いします。

被災証明書交付申請の際には、以下の書類をご準備ください。

ア 被災証明申請書

イ 本人確認書類（運転免許証や住民票の写しなど）

※ 代理人の場合は、委任状

※ 相続人の場合は、相続人であることが分かる書類

ウ 被害状況が分かる写真

※ 被害状況が分かるように複数枚の写真を用意してください。

エ 申請できる人

a 世帯主

b 同居の親族（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）

c 相続人

d 代理人（委任状が必要）

8 支援制度のご案内

風水害や地震などで被災された場合は、被災の程度により税金や保険料などの減免及び融資などの制度があります。

減免・融資の内容や問い合わせ先などの詳細は、「災害により被災された方へ」をご覧ください。

災害により被災された方へ

1 税金の減免等

(1) 特別住民税・住民税の減免

ア 被害の程度により、減免制度の適用対象となりますので、ご相談ください。納期限到来前かつ未納付の税額が対象です。所得により制限があります。

イ 納税にお困りの方は、徴収の猶予や分割納付の方法もありますので、ご相談ください。

(2) 所得税(国税)

所得税法による雑損控除の方法又は災害減免法による所得税の軽減免税による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税を軽減できる場合があります。また、納税の猶予が認められる場合があります。

2 国民健康保険税の一部免除

被害の程度等により、保険税の減免を受けられることがありますので、ご相談ください。

3 後期高齢者医療保険料の減免

災害により受けた損害の程度により、保険料が減免となる場合があります。なお、世帯の合計所得金額によっては、減免されない場合がありますので、ご相談ください。

4 国民年金保険料の納付免除

災害等によって財産に相当な被害を受け、保険料の納付が困難となった場合は、ご本人からの申請に基づき保険料の納付が免除される制度がありますので、ご相談ください。

5 介護保険料・利用者負担の減免

被害の程度により、保険料や利用者負担の減免制度の適用対象になる場合がありますので、ご相談ください。

6 保育料の減免

被害の程度により、減免制度の適用対象になる場合がありますので、ご相談ください。

7 融資・貸付等

(1) 応急福祉資金の貸付

[貸付対象]災害により損壊した住宅又は家財の修繕等に要する費用

(2) 産業融資

利子補給の優遇加算の対象となる場合がありますので、ご相談ください。

8 その他

(1) 廃棄物・ごみ処理について

ア 環境保全課にご相談ください。

イ 事業者の方は、産業廃棄物処理業者に、ご相談ください。

(2) 家屋の消毒相談

床下浸水等で家屋内の消毒方法についてお困りの場合、環境保全課にご相談ください。

※罹災(り災)証明書の発行

(1) 地震、風水害:町内全域を町民生活課(0895-45-1111)で発行します。

(2) 相談窓口が不明等、お困りの場合は、町民生活課(0895-45-1111)にお問い合わせください。

罹 災 証 明 交 付 申 請 書

鬼北町長

年 月 日

申請者 (世帯主)	住 所	電話番号
	(現在の連絡先)	電話番号
	(ふりがな) 氏 名	生年月日 年 月 日

窓口に 来られた方 (申請者と 同じ場合は記入 不要)	住 所	電話番号
	(ふりがな) 氏 名	申請者との関係

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※ の所在地 (申請者住所 と同じ場合は 記入不要)	
--	--

※住家とは、現実には居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のことをいいます(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)。

住家の被害	☐ 浸水被害 (☐ 床上 ☐ 床下) ☐ その他被害 (以下に記入)
-------	--

写真による被害区分の判定(※)	☐ 希望する(写真を添付) ☐ 希望しない
-----------------	--

※ 下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。

- ・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
- ・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
- ・申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合
(「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)」の6つの被害区分のうち、「準半壊に至らない(一部損壊)」の判定となります)

※ 添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。
写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。

※下記は、記入しないでください。

整理番号		添付書類	☐ 位置図 ☐ 状況写真 ☐ その他
本人代理人 確認書類	写真有 1 点 : ☐ 運転免許証 ☐ マイナンバーカード ☐ その他 () 写真無 2 点 : ☐ 健康保険証 ☐ その他 () そ の 他 : ☐ 口頭確認 ☐ 職員面識 ☐ その他 ()		

記入例

罹 災 証 明 交 付 申 請 書

鬼北町長 兵頭誠亀 様

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

申請者 (世帯主)	住 所	鬼北町大字〇〇△△番地△	電話番号	000-0000-0000
	(現在の連絡先)	同上	電話番号	同上
	(ふりがな) 氏 名	〇〇〇 〇〇〇 〇〇 〇〇	生年月日	平成〇年 〇月〇〇日

窓口に 来られた方 (申請者と 同じ場合は記入 不要)	住 所	鬼北町大字〇〇△△番地△	電話番号	000-0000-0000
	(ふりがな) 氏 名	〇〇〇 〇〇〇 〇〇 〇〇	申請者との関係	子

罹災原因	令和 〇 年 〇 月 〇〇日の 大雨 による
------	------------------------

被災住家※ の所在地 (申請者住所 と同じ場合は 記入不要)	鬼北町大字〇〇□□□番地△△
--	----------------

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のことをいいます(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)。

住家の被害	☒ 浸水被害 (☒ 床上 ☐ 床下) ☒ その他被害 (以下に記入) 掛け崩れによる土砂が室内に流入した
-------	--

写真による被害区分の判定(※)	☒ 希望する(写真を添付) ☐ 希望しない
-----------------	---

※ 下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。

- ・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
- ・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
- ・申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合
 (「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)」の6つの被害区分のうち、「準半壊に至らない(一部損壊)」の判定となります)

※ 添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。
 写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。

※下記は、記入しないでください。

整理番号		添付書類	☐ 位置図 ☐ 状況写真 ☐ その他
本人代理人 確認書類	写真有 1 点 : ☐ 運転免許証 ☐ マイナンバーカード ☐ その他 () 写真無 2 点 : ☐ 健康保険証 ☐ その他 () そ の 他 : ☐ 口頭確認 ☐ 職員面識 ☐ その他 ()		

被災証明交付申請書

年 月 日

（宛先）鬼北町長

【来庁者（窓口に来られた人）】

住 所		ふり 氏 名	
生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話番号	

【申請者（被災証明書が必要な人）】

☐ 来庁者と同じ			
住 所		ふり 氏 名	
生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話番号	

※来庁者が被災物件の使用者・所有者又はその同一世帯員でない場合、委任状が必要です。

罹災原因	年 月 日の による。
------	-------------

物件所在地	
-------	--

物件用途	
------	--

備 考	
-----	--

本書は、「被災した事実」を証明するための申請であり、災害対策基本法に基づく罹災証明書の申請ではありません。

添付書類

- (1) 被災場所が分かる地図
- (2) 被災の状況が分かる写真、書類等
- (3) その他町長が必要と認めるもの

※下記は、記入しないでください。

整理番号		添付書類	☐ 位置図 ☐ 状況写真 ☐ その他
本人代理人 確認書類	写真有 1 点： ☐ 運転免許証 ☐ マイナンバーカード ☐ その他（ ） 写真無 2 点： ☐ 健康保険証 ☐ その他（ ） そ の 他： ☐ 口頭確認 ☐ 職員面識 ☐ その他（ ）		

記入例

様式第2号（第4条関係）

被災証明交付申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

（宛先）鬼北町長

【来庁者（窓口に来られた人）】

住 所	鬼北町大字近永800番地1	氏 名	鬼北 太郎
生年月日	大正・昭和・平成・令和 18年 1月 1日	電話番号	0895-45-0000

【申請者（被災証明書が必要な人）】

☒ 来庁者と同じ			
住 所		氏 名	
生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話番号	

※来庁者が被災物件の使用者・所有者又はその同一世帯員でない場合、委任状が必要です。

罹災原因	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日の 〇〇時頃発生した、震度〇〇の地震による。
------	-------------------------------------

物件所在地	鬼北町大字近永800番地1
-------	---------------

令和〇〇年〇〇月〇〇日の令和〇〇年
〇〇月豪雨災害による。などを記入

物件用途	鬼北太郎所有の倉庫および車庫、自動車
------	--------------------

備 考	壁の亀裂、落石による自動車ボンネットの損傷
-----	-----------------------

本書は、「被災した事実」を証明するための申請であり、災害対策基本法、
請ではありません。

被災内容について記入

添付書類

- (1) 被災場所が分かる地図
- (2) 被災の状況が分かる写真、書類等
- (3) その他町長が必要と認めるもの

※下記は、記入しないでください。

整理番号		添付書類	☐ 位置図 ☐ 状況写真 ☐ その他
本人代理人 確認書類	写真有1点： ☐ 運転免許証 ☐ マイナンバーカード ☐ その他（ ） 写真無2点： ☐ 健康保険証 ☐ その他（ ） そ の 他： ☐ 口頭確認 ☐ 職員面識 ☐ その他（ ）		

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
（追加記載事項欄①）	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない （一部損壊）
（追加記載事項欄②）	

※住家とは、現実に住居（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）。

（追加記載事項欄③）	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

鬼北町長



被災証明書

申請者住所	
申請者氏名	

被災物件の 所在地			
被災物件種別		申請者と被災 物件との関係	
被災原因	令和 年 月 日の による。		
被災内容			
備 考			

上記のとおり、被災（罹災）の届出がなされたことを証明します。

令和 年 月 日

鬼北町長



再 調 査 申 請 書

年 月 日

（宛先）鬼北町長

下記のとおり罹災証明書に係る被害の程度について、再調査（二次調査）を申請します。

【来庁者（窓口に来られた人）】

住 所		氏 名	
生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話番号	

【申請者（被災証明書が必要な人）】

☐ 来庁者と同じ			
住 所		氏 名	
生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話番号	

※来庁者が被災物件の使用者・所有者又はその同一世帯員でない場合、委任状が必要です。

交付済罹災 証明書番号	第 号
罹災物件の所在地	☐ 申請者住所と同じ 鬼北町大字
罹災物件	別紙「罹災証明書」記載の住家
交付済罹災証明 書の罹災程度	☐ 全 壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 半 壊 ☐ 一部損壊 ☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水
再調査理由	※できるだけ詳しく記入してください。

※この申請書を提出の際は、交付済みの罹災証明書原本を全て添付してください。

※下記は、記入しないでください。

整理番号		添付書類	☐ 交付済みの罹災証明書（原本）
本人代理人 確認書類	写真有 1 点： ☐ 運転免許証 ☐ マイナンバーカード ☐ その他（ ） 写真無 2 点： ☐ 健康保険証 ☐ その他（ ） そ の 他： ☐ 口頭確認 ☐ 職員面識 ☐ その他（ ）		

委任状

令和 年 月 日

鬼北町長 様

(代理人)

住 所

氏 名

電話番号

私は、上記代理人に、

- ☐ 罹災証明書の交付申請及び受領
- ☐ 被災証明書の交付申請及び受領
- ☐ 罹災証明書に係る再調査申請

に関する権限を委任します。

(委任者)

住 所

氏 名

印

電話番号

※記入する全ての項目は、委任者本人が御記入ください。